



山形県公報

平成28年10月28日（金）
第2792号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………（最上総合支庁地域保健福祉課） ……1183
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（ 同 ） ……1184
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 同 ） ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ） ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ） ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ） ……1185
- 争議行為を行う旨の通知……………（雇用対策課） ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課） ……1187
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（ 同 ） ……1188
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課） ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会 計 局） ……同

### 教育委員会関係

#### 訓 令

- 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………1191

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部改正……………1193

### 公 告

- 平成28年度山形県准看護師試験の実施……………（地域医療対策課） ……1194
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・県産品振興課） ……同
- 大規模小売店舗の新設の届出……………（ 同 ） ……1195

## 告 示

### 山形県告示第893号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地              | サービスの種類 | 指定年月日        |
|------------------------|--------------------------|---------|--------------|
| 株式会社カナン                | デイサービスカナン<br>新庄市金沢2864番地 | 通 所 介 護 | 平成28. 10. 12 |

|               |                          |         |   |       |
|---------------|--------------------------|---------|---|-------|
| 有限会社カイセイカンパニー | カイセイホーム・デイ<br>新庄市末広町7番3号 | 通 所 介 護 | 同 | 10.14 |
|---------------|--------------------------|---------|---|-------|

**山形県告示第894号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類     | 指定年月日      |
|----------------|------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社カナン        | 居宅介護支援センターカナン<br>新庄市金沢2864番地 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成28.10.12 |

**山形県告示第895号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地              | サービスの種類  | 指定年月日      |
|----------------------|--------------------------|----------|------------|
| 株式会社カナン              | デイサービスカナン<br>新庄市金沢2864番地 | 介護予防通所介護 | 平成28.10.12 |
| 有限会社カイセイカンパニー        | カイセイホーム・デイ<br>新庄市末広町7番3号 | 介護予防通所介護 | 同 10.14    |

**山形県告示第896号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地              | サービスの種類 | 廃止年月日      |
|--------------------|--------------------------|---------|------------|
| 株式会社大井電機製作所        | デイサービスカナン<br>新庄市金沢2864番地 | 通 所 介 護 | 平成28.10.11 |

**山形県告示第897号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類     | 廃止年月日      |
|----------------|------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社大井電機製作所    | 居宅介護支援センターカナン<br>新庄市金沢2864番地 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成28.10.11 |

**山形県告示第898号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地              | サービスの種類  | 廃止年月日        |
|----------------------|--------------------------|----------|--------------|
| 株式会社大井電機製作所          | デイサービスカナン<br>新庄市金沢2864番地 | 介護予防通所介護 | 平成28. 10. 11 |

**山形県告示第899号**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長奥山邦彦から、争議行為を行うことについて、平成28年10月19日次のとおり通知があった。

平成28年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 事 件

年末一時金等の要求に関する件

2 期 間

平成28年11月10日以降事件解決の日まで

3 場 所

|                                          |                    |
|------------------------------------------|--------------------|
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡協立病院                     | 鶴岡市文園町9番34号        |
| 庄内医療生活協同組合<br>介護療養型老人保健施設せせらぎ            | 同                  |
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡協立病院附属クリニック              | 同 11番3号            |
| 庄内医療生活協同組合<br>本部                         | 同 双葉町13番45号        |
| 庄内医療生活協同組合<br>総合介護センターふたば                | 同                  |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立ショートステイセンターふたば           | 同 日枝字海老島64番地       |
| 庄内医療生活協同組合<br>訪問看護ステーションきずな              | 同 159番地1           |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立歯科クリニック                  | 同                  |
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡協立リハビリテーション病院            | 同 上山添字神明前38番地      |
| 庄内医療生活協同組合<br>サポートセンターあさひ                | 同 熊出字日鐘31番地3       |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立大山診療所                    | 同 大山二丁目26番3号       |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立三川診療所                    | 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9 |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし（介護老人保健施設）    | 鶴岡市民田字代家田100番地1    |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし（通所リハビリテーション） | 同                  |
| 社会福祉法人山形虹の会                              |                    |

|                      |   |                |
|----------------------|---|----------------|
| 介護老人保健施設かけはし（居宅介護支援） | 同 |                |
| 社会福祉法人山形虹の会          |   |                |
| デイサービスかけはし           | 同 |                |
| 社会福祉法人山形虹の会          |   |                |
| グループホームかけはし          | 同 |                |
| 社会福祉法人山形虹の会          |   |                |
| 山形虹の会訪問入浴サービス        | 同 |                |
| 社会福祉法人山形虹の会          |   |                |
| ショートステイかけはし          | 同 |                |
| 社会福祉法人山形虹の会          |   |                |
| 特別養護老人ホームかけはし        | 同 | 99番地 1         |
| 社会福祉法人山形虹の会          |   |                |
| ショートステイかけはし 2号館      | 同 |                |
| 医療法人健友会              |   |                |
| 訪問看護ステーションかがやき       |   | 酒田市中町三丁目 3番18号 |
| 医療法人健友会              |   |                |
| 認知症対応型通所介護施設「楽楽」     | 同 |                |
| 医療法人健友会              |   |                |
| 介護予防特化型通所介護あゆみ       | 同 |                |
| 医療法人健友会              |   |                |
| のぞみ診療所               | 同 | 4番12号          |
| 医療法人健友会              |   |                |
| 本間病院                 | 同 | 5番23号          |
| 医療法人健友会              |   |                |
| 本間病院居宅介護支援事業所        | 同 |                |
| 医療法人健友会              |   |                |
| 介護老人保健施設ひだまり         | 同 |                |
| 医療法人健友会              |   |                |
| 酒田市地域包括支援センターなかまち    | 同 |                |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構  |   |                |
| 日本海総合病院              | 同 | あきほ町30番地       |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構  |   |                |
| 日本海総合病院酒田医療センター      | 同 | 千石町二丁目 3番20号   |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会        |   |                |
| 山形済生病院               |   | 山形市沖町79番地 1    |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院       |   |                |
| 小白川至誠堂病院             | 同 | 東原町一丁目12番26号   |
| 医療法人社団松柏会            |   |                |
| 至誠堂総合病院              | 同 | 桜町 7番44号       |
| 医療法人社団松柏会            |   |                |
| 至誠堂訪問サービスセンターコスモス    | 同 | 旅籠町一丁目 7番23号   |
| 医療法人社団松柏会            |   |                |
| 至誠堂ホームヘルパーステーション     | 同 |                |
| 医療法人社団松柏会            |   |                |
| 至誠堂ケアプランセンターみらい      | 同 |                |
| 医療法人社団松柏会            |   |                |
| わかばクリニック             | 同 |                |
| 医療法人社団松柏会            |   |                |
| 地域包括支援センターかがやき       | 同 |                |
| 医療法人社団松柏会            |   |                |

|                                |                     |
|--------------------------------|---------------------|
| 介護療養型老人保健施設木の实                 | 同                   |
| 医療法人社団松柏会                      |                     |
| サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち      | 同                   |
| 医療法人社団松柏会                      |                     |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 至誠堂ホームケア24 | 同                   |
| 医療法人社団松柏会                      |                     |
| 至誠堂とかみクリニック                    | 同 富神前48番地 5         |
| 医療法人社団松柏会                      |                     |
| 至誠堂総合病院附属中山診療所                 | 東村山郡中山町大字長崎3030番地 1 |
| 医療法人篠田好生会                      |                     |
| 篠田総合病院                         | 山形市桜町 2 番68号        |
| 医療法人篠田好生会                      |                     |
| 千歳篠田病院                         | 同 長町二丁目10番56号       |
| 医療法人篠田好生会                      |                     |
| 天童温泉篠田病院                       | 天童市鎌田一丁目 7 番 1 号    |
| 社会医療法人二本松会                     |                     |
| 山形さくら町病院                       | 山形市桜町 2 番75号        |
| 社会医療法人二本松会                     |                     |
| 上山病院                           | 上山市金谷字下河原1370番地     |

4 概 要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

山形県告示第900号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三郷堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成28年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所           |
|----------|-----------|---------------|
| 理 事      | 櫻 井 政 登   | 天童市大字蔵増乙531番地 |
| 同        | 長 瀬 正 宏   | 同 寺津269番地の 1  |
| 同        | 佐 藤 源 悦   | 同 高揃北2116番地   |
| 同        | 太 田 正 一 郎 | 同 藤内新田1753番地  |
| 同        | 鳥 廣       | 同 高揃北164番地の 2 |
| 同        | 片 桐 敏 彦   | 同 塚野目甲97番地    |
| 同        | 佐 藤 山 三 郎 | 同 矢野目530番地    |
| 監 事      | 阿 部 則 夫   | 同 蔵増甲1093番地   |
| 同        | 本 間 周 一   | 同 高揃2173番地    |

|   |      |   |            |
|---|------|---|------------|
| 同 | 石垣良三 | 同 | 寺津3357番地の1 |
|---|------|---|------------|

**山形県告示第901号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三郷堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成28年10月28日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所            |
|----------|-------|---------------|
| 理事       | 櫻井政登  | 天童市大字蔵増乙531番地 |
| 同        | 長瀬正宏  | 同 寺津269番地の1   |
| 同        | 片桐敏彦  | 同 塚野目甲97番地    |
| 同        | 佐藤山三郎 | 同 矢野目530番地    |
| 同        | 太田幸市  | 同 藤内新田45番地の1  |
| 同        | 押野和幸  | 同 高楯北213番地    |
| 同        | 齋藤健二  | 同 高楯南100番地    |
| 監事       | 阿部則夫  | 同 蔵増甲1093番地   |
| 同        | 齋藤松明  | 同 高楯北90番地     |
| 同        | 大石正幸  | 同 藤内新田1703番地  |

**山形県告示第902号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年10月28日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡小国町大字小倉
- 2 公共測量を実施する期間  
平成28年10月20日から同年11月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（2級基準点測量）

**山形県告示第903号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年10月28日

山形県知事 吉村美栄子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「 立谷川支店 「 流通センター二丁目3番地 を

「 立谷川支店 「 大字漆山字北道上2579番地の2 に改める。

別表第4中

|   |            |   |                        |   |   |
|---|------------|---|------------------------|---|---|
| 「 | イオン中山支店    | 「 | 泉区南中山一丁目35番40号         | 「 | 「 |
| 「 | 桂ガーデンプラザ支店 | 「 | 桂一丁目1番1                | 「 | 「 |
| 「 | イオン石巻支店    | 「 | 石巻市茜平四丁目104番地          | 「 | 「 |
| 「 | 名取エアリ支店    | 「 | 名取市杜せきのした五丁目3番地の1      | 「 | 「 |
| 「 | イオン利府支店    | 「 | 宮城郡利府町利府字新屋田前22番地      | 「 | 「 |
| 「 | イオン多賀城支店   | 「 | 多賀城市町前四丁目1番1号          | 「 | 「 |
| 「 | イオン富谷支店    | 「 | 富谷市大清水一丁目33番地1         | 「 | 「 |
| 「 | 明石台支店      | 「 | 明石台六丁目3番6              | 「 | 「 |
| 「 | 吉岡支店       | 「 | 黒川郡大和町吉田字高田東1（93B-40L） | 「 | 「 |
| 「 | 秋田支店       | 「 | 秋田市大町四丁目3番18号          | 「 | 「 |
| 「 | 東京支店       | 「 | 東京都中央区日本橋室町三丁目4番7号     | 「 | 「 |
| 「 | 福島支店       | 「 | 福島市三河南町6番7号            | 「 | 「 |
| 「 | 郡山支店       | 「 | 郡山市並木一丁目1番31           | 「 | 「 |

を

|   |                |                            |     |
|---|----------------|----------------------------|-----|
| 〃 | 桂ガーデン<br>プラザ支店 | 〃 泉区桂一丁目1<br>番1            | 〃 〃 |
| 〃 | イオン中山<br>支店    | 〃 〃 南中山一丁<br>目35番40号       | 〃 〃 |
| 〃 | イオン石巻<br>支店    | 石巻市茜平四丁目104<br>番地          | 〃 〃 |
| 〃 | 名取エアリ<br>支店    | 名取市杜せきのした五<br>丁目3番地の1      | 〃 〃 |
| 〃 | イオン多賀<br>城支店   | 多賀城市町前四丁目1<br>番1号          | 〃 〃 |
| 〃 | イオン富谷<br>支店    | 富谷市大清水一丁目33<br>番地1         | 〃 〃 |
| 〃 | 明石台支店          | 〃 明石台六丁目3<br>番6            | 〃 〃 |
| 〃 | イオン利府<br>支店    | 宮城郡利府町利府字新<br>屋田前22番地      | 〃 〃 |
| 〃 | 吉岡支店           | 黒川郡大和町吉田字高<br>田東1（93B-40L） | 〃 〃 |
| 〃 | 秋田支店           | 秋田市大町四丁目3番<br>18号          | 〃 〃 |
| 〃 | 福島支店           | 福島市三河南町6番7<br>号            | 〃 〃 |
| 〃 | 郡山支店           | 郡山市並木一丁目1番<br>31           | 〃 〃 |
| 〃 | 東京支店           | 東京都中央区日本橋室<br>町三丁目4番7号     | 〃 〃 |
| 〃 | 吉祥寺支店          | 〃 武蔵野市吉祥寺<br>本町一丁目11番5号    | 〃 〃 |

に改める。

## 附 則

この規程は、平成28年11月7日から施行する。



## 教育委員会関係

## 訓令

## 山形県教育委員会訓令第6号

庁 中  
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年10月28日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

## 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第13条の2 所属長は、職員（直近の人事評価（給与条例第21条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の終了日（以下この項において「評価終了日」という。）において給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員である職員及び評価終了日の翌日から同日以後最初に到来する給与条例第21条第1項に規定する基準日までの間に採用された職員を除く。）の人事評価の結果及び勤務成績等の状況を、勤勉手当の勤務成績による割合の区分（以下「勤勉手当の成績率区分」という。）のいずれに該当させるかについて、評価終了日の翌日から起算して1月が経過する日（特に必要がある場合は評価終了日）までに、勤勉手当の成績率区分内申書（別記様式第18号の2）に勤勉手当の成績率区分の勤務成績調書（別記様式第18号の3）を添えて内申しなければならない。ただし、所属長に係る勤勉手当の成績率区分の勤務成績調書の作成は、教育長が行うものとする。

2 総務課長は、適用される勤勉手当の成績率区分が決定された場合は、勤勉手当の成績率区分決定通知書（別記様式第18号の4）及び勤勉手当の成績率区分通知書（勤勉手当の成績率区分が中位の段階である職員以外の職員に係るものに限る。）（別記様式第18号の5）を所属長に送付するものとし、所属長は、当該勤勉手当の成績率区分通知書を当該職員に交付するものとする。

別記様式第18号の次に次の4様式を加える。

## 様式第18号の2

|            |                                  |     |
|------------|----------------------------------|-----|
|            | 第                                | 号   |
|            | 年                                | 月   |
|            |                                  | 日   |
| 山形県教育委員会 殿 |                                  |     |
|            | （所属長） 職 氏                        | 名 印 |
|            | 年 月に支給される勤勉手当の成績率区分内申書           |     |
|            | 年 月に支給される勤勉手当の成績率区分を別紙のとおり内申します。 |     |

様式第18号の3

勤勉手当の成績率区分の勤務成績調書

| ⑥   |     |       |             |          |      |          |    |           |    |
|-----|-----|-------|-------------|----------|------|----------|----|-----------|----|
| 所 属 |     |       |             |          |      |          |    |           |    |
| 職名  | 氏 名 | 期 間   | 直近の<br>人事評価 | 勤務成績等の状況 |      | 成績率区分    |    |           | 備考 |
|     |     |       |             | 勤務成績     | 懲戒処分 | 特に<br>良好 | 良好 | 良好で<br>ない |    |
|     |     | から まで |             |          |      |          |    |           |    |
|     |     | から まで |             |          |      |          |    |           |    |
|     |     | から まで |             |          |      |          |    |           |    |
|     |     | から まで |             |          |      |          |    |           |    |
|     |     | から まで |             |          |      |          |    |           |    |

職 氏名 ⑥

(注) 勤勉手当の成績率区分の勤務成績調書記入要領

- 1 「期間」欄には、直近の人事評価の期間を「28.10.1から29.3.31まで」のように記入すること。
- 2 「直近の人事評価」欄には、1の期間における人事評価の総合評価を記入すること。
- 3 「勤務成績等の状況」欄
  - (1) 「勤務成績」欄には、2の人事評価の総合評価が最上位の段階の職員について、勤務成績が特に良好な場合は「○」を記入すること。
  - (2) 「懲戒処分」欄には、勤勉手当の基準日以前6箇月以内の期間に懲戒処分を受けた職員について、その時期及び処分の種類を「28.10.1～28.12.31 停職」のように記入すること。
- 4 「成績率区分」欄には、該当する成績率区分の欄に「○」を記入すること。
- 5 「備考」欄には、その他参考となるべき事項を記入すること。
- 6 職氏名⑥は、この調書の作成者の職氏名を記入し、私印を押印すること。

様式第18号の4

|                                                                                                    |               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                                                                                                    | 第 号<br>年 月 日  |
| (所属長) 殿                                                                                            | 山形県教育委員会教育長 ⑥ |
| 年 月に支給される勤勉手当の成績率区分決定通知書                                                                           |               |
| 年 月に支給される勤勉手当の成績率区分については、別紙勤勉手当の成績率区分リストのとおりですが、成績率区分が良好である職員以外の職員に対しては貴職から勤勉手当の成績率区分通知書を交付してください。 |               |

(別紙)

年 月に支給される勤勉手当の成績率区分リスト

|       |       |
|-------|-------|
| 所属コード | 所 属 名 |
|       |       |

| 職員コード | 氏 名 | 職 名 | 成績率区分 | 摘 要 |
|-------|-----|-----|-------|-----|
|       |     |     |       |     |
|       |     |     |       |     |
|       |     |     |       |     |
|       |     |     |       |     |
|       |     |     |       |     |
|       |     |     |       |     |

様式第18号の5

|                           |  |     |  |       |
|---------------------------|--|-----|--|-------|
| 勤勉手当の成績率区分通知書             |  |     |  | 年 月 日 |
| 所 属                       |  |     |  |       |
| 職員コード                     |  | 氏 名 |  |       |
| 年 月に支給する勤勉手当の成績率区分を  とする。 |  |     |  |       |
| 山 形 県 教 育 委 員 会           |  |     |  |       |

附 則

- この訓令は、公布の日から施行する。
- 改正後の第13条の2第1項の規定は、平成29年6月以後に支給する勤勉手当について適用する。

**選挙管理委員会関係**

告 示

山形県選挙管理委員会告示第61号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年10月28日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

- 病院の項の表中 「

|             |   |           |
|-------------|---|-----------|
| ゆうし会寒河江の庄病院 | 〃 | 大字島字島東217 |
|-------------|---|-----------|

」を

「南さがえ病院」を「大字島宇島東87番地2」に改める。

2 老人ホームの項の表中「ユニット型特別養護老人ホーム桃寿荘」を「梳代字桃平123番地」を

「ユニット型特別養護老人ホーム桃寿荘」を「梳代字桃平123番地」に改める。  
虹の家おうら 「大山二丁目36番33号」

## 公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成28年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成28年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 平成29年2月9日（木）午後1時から午後3時30分まで
- (2) 場 所 山形市香澄町三丁目4番5号  
山形国際ホテル

### 2 受験手続

受験願書を平成28年11月24日（木）から同年12月2日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号健康福祉部地域医療対策課に提出すること（郵送の場合は、同年12月2日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける）。

### 3 その他

詳細については、健康福祉部地域医療対策課看護師確保対策担当（電話023（630）2258）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに寒河江市役所において平成29年2月28日まで縦覧に供する。

平成28年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ寒河江プラザ店  
寒河江市大字寒河江字横道65番1外

### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 古山利昭  
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号  
代表取締役 野中正人

### 3 変更する事項

駐輪場の位置  
（変更前）縦覧に供する図面のとおり  
（変更後）縦覧に供する図面のとおり

### 4 変更年月日

平成29年1月20日

### 5 届出年月日

平成28年10月7日

### 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成29年2月28日までに知事に提出することができ

る。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに長井市役所において平成29年2月28日まで縦覧に供する。

平成28年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
びっくり市長井店  
長井市小出字館西3837番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社野川食肉食品センター 天童市老野森三丁目2番6号  
代表取締役 野川喜弘
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成29年6月12日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,332平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 93台
  - (2) 駐輪場の収容台数 10台
  - (3) 荷さばき施設の面積 196平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 22.5立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 開店時刻 午前6時30分  
ロ 閉店時刻 午後8時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時から午後8時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 7 届出年月日  
平成28年10月11日
- 8 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成29年2月28日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

平成28年10月28日印刷 発行所 山 形 県 庁  
平成28年10月28日発行 発行人 山 形 県